

緊急事態宣言の発出に伴い、住まいるインの相談業務について、次のとおり変更いたします。

## 1. 相談対応について

- (1)原則として、電話対応による相談とさせていただきます。
- (2)やむを得ず、対面による相談を希望される場合、電話予約をお願いします。
- (3)対面での相談時間は30分以内とし、必ずマスクの着用をお願いします。

## 2. 変更期間

令和3年8月6日（金）から当面の間

皆様のご理解を宜しくお願い致します。